(訳文)

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定

日本国政府及びスウェーデン王国政府(以下「両締約国政府」という。)は、

安全保障の分野における両締約国政府の間の既存の協力関係(二千十三年十一月二十九日にストックホル

ムで及び二千十三年十二月二十日に東京で署名された日本国防衛省とスウェーデン王国国防省との間 \mathcal{O} 防衛

交流に関する覚書に基づく定期的な防衛政策協議及び人的交流におけるあり得る防衛協力のための討議を含

む。)に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国際の平和及び安全に寄与することを

希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律する条件を定める必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1 究、 めに必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。 方の締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される共同研 共同開発及び共同生産に係る事業又は安全保障協力及び防衛協力を強化するための事業を実施するた

2 共同研究、 共同開発及び共同生産に係る個別の事業又は安全保障協力及び防衛協力を強化するため の個

商業的採算及びそれぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して

決定され、外交上の経路を通じて確認される。

別

の事業は、

両

締約

国

政府により、

第二条

1 合同委員会を設置する。 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を確認する機関として、

2 合同委員会は、二の国別委員部で構成される。

防衛省の一の代表者

日本側委員部は、

次の者で構成される。

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

スウェーデン側委員部は、次の者で構成される。

国防省の一の代表者

国防省によって指定される関係当局からそれぞれ一の代表者

移転される防衛装備品及び技術を確認するために必要な関連情報は、 外交上の経路を通じて国別委員部

に伝達される。

3

4 移転される防衛装備品及び技術は、 3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、 合同委員会により

確認される。

5 1 て移転される防衛装備品及び技術の輸出許可手続を実施する。 方の締約 国政府は、 自国 の関係法令及び自国が締結している国 一際約束に従い、 この協定の規定に基づ

6 この協定を実施するため、 移転される防衛装備品及び技術、 その移転の当事者となる者並びにその移転

限のある当局は、 の詳細な条件を特に定める細目取極が、 防衛省及び経済産業省とする。 両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。 スウェーデン王国政府の権限のある当局は、 日本国政 スウェ 府 の権 ーデ

ン国防装備庁とする。

第三条

1 び原則並 方 方の締約 の締 約 び に 玉 細 国 政 政府 目 府 Ę 取 は、 極 当該防 において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、 他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、 衛装備品及び技術をそれらの目的以外の目的 \mathcal{O} ために転用してはならな 国 |際連合憲章の **\ 目的及 ずれ \mathcal{O}

該防 受けた者 衛装 方の 備 締 (契約者及び下請契約者を含む。 品及び: 約 国 政 府 技術を移転 は、 この した他方の締約 協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権 以外 国政 の者又は 府 \mathcal{O} 事 前 他の \mathcal{O} 同 政 意を得ない 府に移転 で、 してはならない。 自 国政 府の 職 員 及び 委託 を、 当 を

2

第四条

る。 締約 防衛装備品 当該 方の締: 国 政 府 取極につき、 及び技術に関 約 の関係当局 国 政 分府は、 日 の間 本国 自国 して他方の締約国政府により提供される秘密情報を保護するために必要な措置をと 0 取極であってこの協定に従属するものに従い、 政府の関係当局は防衛省とし、 の関係法令及び他 1の適 用 \mathcal{O} ある両締約 スウェ 国政] デン王国政府の関係当局はスウェーデ 府 \mathcal{O} この協定に基づい 間 0 国際約束又は て移転される 適 用 \mathcal{O} ある両

ン国防装備庁とする。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、 それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施

される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、 両締約国

政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、 両締約国政府 の間の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、
- この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。
- 3 この協定は、 五年間効力を有するものとし、その後は、 一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこ

の協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、 毎年自動的 に延

長される。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条、

第四条及び前条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年十二月十九日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

能化 正樹

スウェーデン王国政府のために

ポール・ヨンソン